精華町学校給食基本構想検討会議設置要綱

(設置)

第1条 精華町立学校における学校給食基本構想(以下「基本構想」 という。)策定に関し、幅広く検討するため、精華町学校給食基本 構想検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、基本構想の策定に関し必要な検討を行い、その 結果を教育長に報告する。

(構成員)

- 第3条 検討会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 食育に関係する団体の代表者
 - (3) 小·中学校保護者
 - (4) 小学校代表者
 - (5) 中学校代表者
 - (6) 前号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者 (役職)
- 第4条 検討会議に、座長及び副座長を置く。
- 2 座長及び副座長は、構成員から互選によって決定する。
- 3 座長は、会務を総括し、検討会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 検討会議は、座長が必要に応じ招集する。ただし、座長が互 選されていないときは、教育長が招集する。
- 2 検討会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、 意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、精華町教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な 事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。